

26監査公表第3号

地方自治法第199条第12項の規定により、平成25年11月28日に福岡市長から財政援助団体等監査の結果に関する措置について通知を受けたので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成26年1月30日

福岡市監査委員 富 永 計 久
 同 笠 康 雄
 同 齋 田 雅 夫
 同 伯 川 志 郎

1 監査報告と措置の件数

25監査公表第10号（平成25年9月5日付 福岡市公報第6048号 公表）分
 ……6件

2 講じた措置の内容

以下のとおり

25 監査公表第 10 号（平成 25 年 9 月 5 日付 福岡市公報第 6048 号 公表）分

（出資団体監査）

（工事監査）

1 公益財団法人福岡市緑のまちづくり協会

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>ア コンクリートブロック積工の積算を適正に行うべきもの</p> <p>美和台北公園階段整備工事 （契約金額286万7,550円）</p> <p>本工事は美和台北公園と山口新池間に階段を新設する工事である。</p> <p>コンクリートブロック積工の積算において、施工単価には基礎工は含まれないため、別途基礎工を計上する必要があるにもかかわらず計上しなかった結果、過小な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。</p> <p>（緑地環境課）</p>	<p>公益財団法人福岡市緑のまちづくり協会における工事の積算については、当協会に対しさらにチェック機能を強化し、適正な積算を行うよう文書により要請した。</p> <p>なお、当協会では、所属職員に対しコンクリートブロック積工の積算について研修が行われ、周知徹底されるとともに、二重にチェックを行うなどチェック体制の強化が図られた。</p>

<p>イ 施設撤去工の積算を適正に行うべきもの 隅田公園排水施設等整備工事 (契約金額397万9,500円)</p> <p>本工事は隅田公園内の老朽化した排水施設等を改良する整備工事である。</p> <p>作業土工の積算において、構造物取壊工を計上しているにもかかわらず、計上する必要がない施設撤去工を別途計上した結果、過大な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。 (緑地環境課)</p>	<p>公益財団法人福岡市緑のまちづくり協会における工事の積算については、当協会に対しさらにチェック機能を強化し、適正な積算を行うよう文書により要請した。</p> <p>なお、当協会では、所属職員に対し施設撤去工の積算について研修が行われ、周知徹底されるとともに、二重にチェックを行うなどチェック体制の強化が図られた。</p>
<p>施工において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>ア 産業廃棄物処理を適正に行うべきもの 香椎参道駐車場外1駐車場整備工事 (契約金額501万1,650円)</p> <p>本工事は香椎参道駐車場の緑化整備及び長住駐車場の施設撤去工事である。</p> <p>長住駐車場の工事において撤去された照明灯類については、産業廃棄物を含んでいるため分別して産業廃棄物として処理する必要があるにもかかわらず、スクラップとして有価処理を行っていた。また、仕様書にも産業廃棄物処理の明示がなされていなかった。</p> <p>「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」によると産業廃棄物処理については請負業者の責務であるが、発注者においても仕様書に明示するとともに適正処理の確認をすべきであった。</p> <p>今後は、適正な施工に努められたい。 (みどり課)</p>	<p>公益財団法人福岡市緑のまちづくり協会における工事の施工については、当協会に対しさらにチェック機能を強化し、適正な施工を行うよう文書により要請した。</p> <p>なお、当協会では、所属職員に対し産業廃棄物の適正処理について研修が行われ、周知徹底されるとともに、二重にチェックを行うなどチェック体制の強化が図られた。</p>

<p>イ 建設リサイクル法を遵守すべきものの 愛宕浜緑道施設整備工事 (契約金額892万5,000円)</p> <p>本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に規定する対象建設工事に該当するため、請負者は同法第12条の規定により発注者に必要事項を記載した書面を交付し、発注者は同法第10条等の規定に基づき上記書面の内容を記した届出書を福岡市長に提出しなければならない。</p> <p>しかしながら、請負者は発注者へ書面を交付せず、また発注者においても市長へ届出書を提出していなかった。</p> <p>なお、福岡市緑のまちづくり協会に対しては前回及び前々回の監査でも同法に関する法令遵守について注意を行っており、適切に事務改善がなされているとはいえない。適正な施工管理に努められたい。</p> <p>(緑地環境課)</p>	<p>公益財団法人福岡市緑のまちづくり協会における「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」の対象となる工事の施工管理については、同法に則った適正な施工管理を行うよう文書により要請した。</p> <p>なお、当協会では、所属職員に対し同法に則った施工管理について研修が行われ、周知徹底されるとともに、チェック表の作成などチェック体制の強化が図られた。</p>
<p>適正な工事等の執行について（意見）</p> <p>今回、公益財団法人福岡市緑のまちづくり協会を対象に工事監査を実施した結果、積算及び施工における不適切な事例が複数見受けられた。</p> <p>公益財団法人福岡市緑のまちづくり協会は、都市の緑化推進及び公園緑地、街路樹等の管理・運営に関する事業を通して、うるおいとやすらぎのある緑豊かな環境共生都市の形成と健康で文化的な市民生活の向上に寄与することを目的に設立され、同協会が発注する工事等については、公園施設、公園緑地、街路樹等の整備、維持管理を主体</p>	<p>公益財団法人福岡市緑のまちづくり協会において、積算ミスによる違算や法令等に関する認識不足から不適切な工事等の執行が行われていた件については、特に前回、前々回にも指摘を受けた「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に関する法令順守について適切に事務改善がなされていないことから、当協会に対しさらにチェック機能を強化し、適正な工事等の執行を行うよう文書により要請した。</p> <p>なお、当協会では、所属職員に対し、工事の積算について、並びに「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「建設</p>

<p>として実施されている。</p> <p>その中から、土木及び設備に係る工事等について抽出し監査を実施したところ、積算ミスによる違算や法令等に関する認識不足から不適切な工事等の執行が行われていた。特に「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(建設リサイクル法)に関する法令遵守について今回指摘を行ったが、同法に関する指摘は前回及び前々回にも行っていることを鑑みると、適切に事務改善がなされているとはいえず大変遺憾なことで受け止めざるを得ない。</p> <p>したがって、今後の工事等の執行にあたり、チェック体制の強化及び職員への研修、指導など徹底した再発防止策を講じ、適正な工事等の執行に努められたい。</p>	<p>工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に則った施工管理について、研修・指導が行われ、周知徹底が図られた上、チェック表の作成等チェック体制の強化など徹底した再発防止策が講じられた。</p>
---	---

2 博多港ふ頭株式会社

監査の結果	措置の状況
<p>積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>直接工事費の積算を適正に行うべきもの</p> <p>海浜公園遊歩道照明電源ケーブル改修工事</p> <p>(契約金額1,648万5,000円)</p> <p>本工事は海浜公園の照明用電源ケーブルの絶縁低下に伴う改修工事である。</p> <p>積算において、建設業法で工事現場に配置を必要とされる主任技術者の費用を直接工事費に計上していた。しかしながら、同費用は諸経費(現場管理費)のなかに含まれるものであり別途計上する必要がなく、その結果、過大</p>	<p>博多港ふ頭株式会社における主任技術者費用の計上については、同社に対し公共建築工事共通費積算基準に則った事務処理を行うよう文書により要請を行った。</p> <p>なお、同社においては、今回の指摘事項について検討会を開き、関係部署にて再確認を行うとともに、工事経験を有する技術者(次長職)を配置してチェック体制の強化を実施した。</p> <p>また、積算基準について定期的な勉強会を実施するとともに、建設物価調査会主催積算実務講習会等の社外研修会への参加を実施している。</p>

な積算となっていた。

今後は適正な積算に努められたい。

(管理課)